

「大規模小売店舗立地法の指針の見直し」に関する要望

平成 16年11月2日(火)
(社)日本トリ・イト・マルカ協会

(社)日本トリ・イト・マルカ協会(以下、「協会」という。)は、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会商業部会合同会議の専門調査会で大規模小売店舗立地法の指針の見直し審議を行うに当たり、下記の通り要望致します。

指針の見直しに対する要望・意見は、10月21日付けで合同会議にご提出した当協会意見書においても申し上げておるところではありますが、指針に係る部分につき、再度要望させていただきます。

記

- 1、 大規模小売店舗立地法第4条に規定されている「指針」は、大店舗設置者が、周辺的生活環境の保持に配慮し、対応可能かつ合理的な範囲内で対応を行う範囲を示したものであり、大店立地法の中核をなすものとして尊重致しますが、内容はナショナルスタンダードとして大店舗設置者が配慮すべき規制といえるものであります。専門調査会におかれましては、この指針における「対応範囲」の緩和化という点に重点をおき、見直しされまことを強く要望致します。
- 2、 具体的には、先ず、周辺的生活環境の保持という観点から考えますと、大店立地法上、大店舗「物販店」設置者に対応を求めるのは、生活環境保持上の一つの方法ではありますが、生活環境保持の効果を上げるのであれば、関係省庁間の連携を密接に取り、一元化した生活環境保持の考え方・施策が必要であると思料致します。
- 3、 「駐車場の必要台数の確保」として、業種、業態、立地条件を考慮せずナショナルスタンダードが適用されるのは、実態にそぐわないと考えます。「特別の事情」として家具店のみ認められておりますが・・・)当協会会員ホームセンター(HC)においては、オープン時以外空きスペースが多くなっている駐車場を保持しているところが大半であり、60%稼働のところも珍しくない状況であります。HCという業態で考えますと、指針の付置義務駐車場必要台数では、相当の余裕が生じております。これは、合理的な範囲内で設置者に対応を求めるという指針の基本的考え方からみますと、過度な負担を設置者に課していることになっているのではないかと考えます。

駐車場必要台数の確保につきましては、ナショナルスタンダードの算出原単位を慎重に再考され、駐車場必要台数が減少されることを要望いたします。

- 4、 住宅がルール立地、或いは高台立地となり、生活者の移動手段として自転車では無理な状況が多くなっていること、車社会となり自動車移動が通常の移動手段となっていること等にも拘わらず、駐輪場の確保が必要であり、当協会HCにおいてはスペースの無駄が生じております。現指針にも、駐輪場の必要整備台数に付き、「業種、店舗規模、立地場所等により店舗ごとに差があることから、一律に原単位を算出することは不適當である」との記述がございます。

上記状況に鑑み、駐輪場の確保という項目を指針から削除する事を要望致します。

- 5、 現指針の「騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の悪化防止のために配慮すべき事項」における諸々の対策、予測・評価基準の緩和を要望致します。
- 6、 出店等に際しての手續の簡略化、手續書類の少量化を強く要望いたします。例えば、現状では、条件変更が生じた場合においても、新店舗設置の場合と同様の提出書類を求められます。大規模小売店舗設置者の負担軽減のため、手續きに関する改正、弾力的運用が図られるよう要望いたします。